

## おおい町進学サポート給付金の支給等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、修学意欲のある若者の未来を応援するため、国内の大学等に在学する者の保護者等を経済的にサポートするとともに、大学等に進学する学生に町の情報発信を行い、ふるさと“おおい”を思う気持ちを醸成し、Uターンを促進するための給付金（以下「サポート給付金」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 国立大学法人等、公立大学、私立大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学、専門職学科、専修学校（専門課程に限る。）及び高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）をいう。ただし、大学院は除く。

(2) 学生 第5条の規定による申請時において、次のいずれにも該当する者をいう。

ア これまでに町に1年以上住所を有していること。

イ 現に大学等に在籍していること。

(3) 保護者等 大学等に在学する者を扶養し、かつ、これと生計を同じくする者をいう。

(サポート給付金の額)

第3条 サポート給付金の額は、学生1人当たり月額20,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、学生1人当たりのサポート給付金給付限度額は、960,000円とする。

(給付対象者)

第4条 サポート給付金を給付することができる対象者（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす保護者等とする。

(1) 申請時において町に1年以上住所を有していること。

(2) 町税等の滞納がないこと。

(3) 市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が、町

長が別に定める基準額未満であること。

(給付の申請)

第5条 サポート給付金の給付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、町長にサポート給付金の給付の申請をしなければならない。

(給付の決定)

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、その可否を決定し、当該申請者（給付を決定した場合においては、以下「受給資格者」という。）に通知するものとする。

(給付の時期及び方法)

第7条 サポート給付金は、町長が別に定める時期及び方法により受給資格者に給付する。

(給付期間)

第8条 サポート給付金の給付期間は、大学等に入学した月から当該大学等が定める最低修業年限を超えない期間とする。

(給付の停止)

第9条 町長は、学生又は受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月分からのサポート給付金の給付を停止する。

(1) 学生が休学したとき。

(2) 学生又は受給資格者のサポート給付金の給付に関する重要な事項に異動があり、当該異動事項を町長に届け出ないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が受給資格者にサポート給付金を給付することが適当でないと認めたとき。

(給付決定の取消及びサポート給付金の返還)

第10条 町長は、学生又は受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第6条の規定によるサポート給付金の給付決定を取り消し、及びサポート給付金の一部又は全部の返還を請求することができる。この場合において、町長は当該事由が生じた日の属する月の翌月からサポート給付金を給付しないものとする。

(1) 第4条の要件に該当しなくなったとき。

(2) サポート給付金の給付を受けることを辞退したとき。

(3) 学生が死亡したとき。

(4) 学生が心身の故障のため、修学の見込みがなくなったとき。

(5) 受給資格者が虚偽の申請その他不正な手段によりサポート給付金を受給したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が学生又は受給資格者として適当でないと認めたとき。

(届出の義務)

第11条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに町長に届け出なければならない。

(1) 学生が休学し、転学し、又は退学したとき。

(2) 学生が復学したとき。

(3) 学生又は受給資格者のサポート給付金の給付に関する重要な事項に異動があったとき。

(4) 学生が非行その他の反社会的行為により検挙若しくは逮捕されたとき、又は在学する大学等で懲戒されたとき。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前において、第5条の規定による申請をし、同日に第3条第2項に規定する給付限度額又は第8条に規定する最低修業年限に達していない場合は、なおその効力を有する。